

令和8年6月16日

富士宮市議会定例会議案

富 士 宮 市

目 次

報第 8 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報第 9 号	令和 7 年度富士宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報第 10 号	令和 7 年度富士宮市水道事業会計予算繰越計算書について
報第 11 号	令和 7 年度富士宮市下水道事業会計予算繰越計算書について
議第 36 号	富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例制定について
議第 37 号	富士宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例制定について
議第 38 号	富士宮市手数料条例及び富士宮市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第 39 号	富士宮市税条例の一部を改正する条例制定について
議第 40 号	富士宮市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第 41 号	富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議第 42 号	富士市と富士宮市との間の住民票の写し等の交付に係る事務の相互委託の廃止について
議第 43 号	富士宮市民テニスコート人工芝等更新工事（土木工事）請負契約の締結について
議第 44 号	富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）請負契約の締結について
議第 45 号	富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成工事）請負契約の締結について
議第 46 号	財産の取得について
議第 47 号	財産の取得について
議第 48 号	財産の取得について
議第 49 号	市道路線の廃止について
議第 50 号	市道路線の認定について

- 議第 5 1 号 令和 8 年度 富士宮市 一般会計 補正 予算 (第 1 号)
- 議第 5 2 号 令和 8 年度 富士宮市 病院事業 会計 補正 予算 (第 1 号)
- 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

報 第 8 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告
に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 5 号



損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て、 地 方 自 治 法 （ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 5 月 2 7 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 損 害 賠 償 額 | 6 , 1 1 6 円 |
| 2 | 事 故 発 生 年 月 日 | 令 和 8 年 5 月 1 4 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 富 士 宮 市 万 野 原 新 田 3 0 9 8 番 2
地 先
一 般 市 道 万 野 原 新 田 6 2 号 線 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 市 道 を 走 行 し て い た 相 手 方 車 両 が、
路 面 の 穴 に タ イ ヤ を 落 と し、 当 該 車
両 の 左 後 輪 の タ イ ヤ を 損 傷 し た も の |
| 5 | 損 害 賠 償 及 び
和 解 の 相 手 方 | 
 |
| 6 | 和 解 事 項 | 今 後、 本 件 に つ い て 裁 判 上 及 び 裁 判
外 に お い て、 一 切 の 請 求 を 行 わ な い。 |

報 第 9 号

令和 7 年度 富士宮市 一般会計 繰越明許費 繰越
計算書 について

令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 3 号) 第 2 条、
令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 4 号) 第 2 条、
令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 5 号) 第 2 条、
令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 6 号) 第 2 条 及
び 令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 7 号) 第 2 条
の 繰越明許費 は、別紙 のとおり 翌年度 に繰り越した ので、
地方自治法 施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 146 条
第 2 項 の規定 により 報告する。

令和 8 年 6 月 16 日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳								
					既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源		
					国・県支出金	市債	その他	国・県支出金	市債	その他			
6	農林水産業費	2 林業費	森林環境整備事業 しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金 入山線改良	25,700,000	25,700,000			22,349,000	3,351,000				
7	商工費	1 商工費	新稲子川温泉ユー・トリオ運営事業 キャンプ場整備	31,960,000	31,960,000					22,000,000		9,960,000	
			西富士工場用地給水施設管理事業 給水施設修繕	9,795,000	9,795,000								9,795,000
			プレミアム付商品券事業	975,000,000	975,000,000			15,000,000	960,000,000				
8	土木費	2 道路橋りょう費	市道維持補修事業 淀平町3号線側溝整備 黒田山本線歩道整備	59,320,000	55,846,000				22,000,000	16,200,000		17,646,000	
			市道新設改良事業 大塚弓沢線改良 青木和田線ほか2路線改良 西山安居山線改良 黒田山本線交差点改良 出水新梨線ほか1路線改良 北山157号線改良	111,100,000	89,255,000				15,000,000	15,000,000			59,255,000
			無電柱化推進事業 粟倉外神線無電柱化整備	38,750,000	38,423,000				15,950,000	11,700,000			10,773,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
					国・県支出金	市債	その他	国・県支出金	市債	その他	
9 消防費	1 消防費	消防ポンプ自動車等購入事業 山岳救助車購入 第5分団消防ポンプ自動車購入 第8分団消防ポンプ自動車購入 大型水槽付き消防ポンプ自動車II型購入	166,394,000	166,394,000				10,000,000	60,800,000		95,594,000
		消防団詰所整備事業 第21分団(猪之頭)統合詰所建築	140,000,000	140,000,000					140,000,000		
		防災用施設・資機材等整備事業 防災倉庫建設	27,000,000	16,440,000				6,333,000			10,107,000
10 教育費	6 社会教育費	文化財保存・管理事業 白糸ノ滝景観保全エリア駐車場整備 白糸ノ滝景観保全エリア草刈等維持管理 白糸ノ滝景観保全エリア転落防止柵設置 白糸ノ滝景観保全エリア植栽	54,650,000	44,250,000			41,300,000				2,950,000
		(仮称)郷土史博物館事業	14,803,000	14,803,000			7,000,000				7,803,000
計			2,333,364,000	2,173,355,000			136,480,000	1,156,052,000	446,200,000		434,623,000

報 第 1 0 号

令和 7 年度 富士宮市 水道事業 会計 予算 繰越 計算書 について

令和 7 年度 において、富士宮市 水道事業 会計 予算 を 別紙 のとおり 翌年度 に 繰り越した ので、地方 公営 企業法（昭和 27 年 法律 第 292 号）第 26 条 第 3 項 の規定 により 報告 する。

令和 8 年 6 月 16 日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

令和7年度富士宮市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明	
						建設改良積立金	工事負担金	損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	水道施設改良事業 水柵水源管理棟給排気設備制御盤等更新 棚坂配水池緊急遮断弁更新 水柵水源ほか10箇所遠方監視制御装置更新 新水源浄水処理検討業務	173,000,000		167,000,000	54,776,157		112,223,843	6,000,000	<p>資材の調達に日数を要したため 水柵水源管理棟給排気設備制御盤等更新 (完了 令和8年5月) 棚坂配水池緊急遮断弁更新 (完了予定 令和8年6月)</p> <p>事業実施に当たり、関係者との調整に日数を要したため 水柵水源ほか10箇所遠方監視制御装置更新 (完了 令和8年5月)</p> <p>浄水試験及び手法の検討に日数を要したため 新水源浄水処理検討業務 (完了予定 令和8年6月)</p>

単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						建設改良積立金	工事負担金	損益勘定留保資金			
		老朽管布設替事業 大久保地内導水管 布設替 精進川地内配水管 布設替 椿沢送水管布設替	200,000,000		177,000,000	177,000,000			23,000,000		工事箇所を追加する必要が生じたため 大久保地内導水管布設替 精進川地内配水管布設替 (完了 令和8年5月) 椿沢送水管布設替 (完了予定 令和8年7月)
合 計			373,000,000		344,000,000	231,776,157		112,223,843	29,000,000		

報 第 1 1 号

令和 7 年度 富士宮市 下水道事業会計予算繰越
計算書について

令和 7 年度において、富士宮市下水道事業会計予算を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 16 日 報告

富士宮市長 須 藤 秀 忠

令和7年度富士宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費 国庫補助公共下水道整備事業 小泉1号幹線枝線管路新設 管路施設修繕改築計画策定	157,380,000	65,571,000	82,605,000	37,300,000	22,300,000	23,005,000	9,204,000		岩盤の影響により、掘削作業に日数を要したため 小泉1号幹線枝線管路新設 (完了 令和8年4月) 管路調査により、計画に反映すべき管路が増加したため 管路施設修繕改築計画策定 (完了 令和8年5月)
合 計			157,380,000	65,571,000	82,605,000	37,300,000	22,300,000	23,005,000	9,204,000		

議 第 3 6 号

富 士 宮 市 経 済 変 動 対 策 貸 付 資 金 利 子 補 給 基 金

条 例 を 廃 止 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 経 済 変 動 対 策 貸 付 資 金 利 子 補 給 基 金 条 例 を 廃 止
す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給基金条例（令和3年富士宮市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議 第 3 7 号

富 士 宮 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金

条 例 を 廃 止 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金 条 例 を 廃 止
す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

富士宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和２年富士宮市条例第１９号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

議 第 3 8 号

富 士 宮 市 手 数 料 条 例 及 び 富 士 宮 市 印 鑑 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 手 数 料 条 例 及 び 富 士 宮 市 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正
す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市手数料条例及び富士宮市印鑑条例の一部を改正する条例

(富士宮市手数料条例の一部改正)

第1条 富士宮市手数料条例(昭和30年富士宮市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

1件につき 300円
(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。)を利用し、多機能端末機能(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。

を

1件につき 300円
(個人番号カード等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの

に、

以下この表において同じ。)から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

をいう。以下この表において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。以下この表において同じ。)から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

1件につき 300円
(個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

を

1件につき 300円
(個人番号カード等又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

に改める。

(富士宮市印鑑条例の一部改正)

第2条 富士宮市印鑑条例(昭和53年富士宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号を次のように改める。

(2) 印鑑登録者が個人番号カード等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及

び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。）を利用し、専用の端末機に自ら暗証番号の入力その他必要な操作をすることにより申請する方法

第17条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士宮市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 富士宮市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年富士宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定を次のように改める。

「
1 件につき 300 円
（個人番号カード
等（行政手続にお

」
1 件につき 300 円
（個人番号カード
等（行政手続にお
ける特定の個人を
識別するための番
号の利用等に関す
る法律（平成25年
法律第27号）第2
条第7項に規定す
る個人番号カード、出入国管理及

別表第1中

ける特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。）を利用し、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。以下この表において同じ。）から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき

を

び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。）を利用し、多機能端末機（本市の電子計

200円)

算機と電気通信回線
で接続された多機能
端末機をいう。以下
この表において同じ。
)から自動的に交付
を受ける場合にあって
は、1件につき200円)

に、

戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円
-------------	------------

を

戸籍の附票の写しの交付

1件につき 300円 (個人番号カード等 又は移動端末設備を 利用し、多機能端末 機から自動的に交付 を受ける場合にあって は、1件につき200円)
--

に、

1件につき 300円
(個人番号カード等
又は移動端末設備
(電気通信事業法
(昭和59年法律第
86号)第12条の2
第4項第3号ロに
規定する移動端末
設備であって、公
的個人認証法第
35条の2第1項
に規定する移動
端末設備利用者
証明用電子証明
書が記録された
ものをいう。)を
利用し、多機能
端末機から自動
的に交付を受ける
場合にあっては、
1件につ

を

1件につき 300円 (個人番号カード 等又は移動端末 設備を利用し、 多機能端末機 から自動的に 交付を受ける 場合にあっては、 1件につき200円)
--

に、

き 200円)

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 の交付	1件につき 450円
---------------------------	------------

を

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 の交付	1件につき 450円 (個人番号カード等又は移動端末設備を利用し、多機能 端末機から自動的に交付を受ける場 合にあっては、1件 につき350円)
---------------------------	--

に、

」

「

租税公課に関する 証明	1件につき 300円
----------------	------------

を

」

「

租税公課に関する 証明	1件につき 300円 (個人番号カード等又は移動端末設備を利用し、多機能 端末機から自動的に交付を受ける場 合にあっては、1件 につき200円)
----------------	--

に改める。

」

議 第 3 9 号

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定
に つ い て

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制
定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市税条例の一部を改正する条例

富士宮市税条例（昭和31年富士宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若し

くは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第61条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の4中「又は附則第19条第1項」を「、附則第18条の3第1項又は附則第19条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他

の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第4条の6の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第61条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2の改正規定及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の富士宮市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の富士宮市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第

1 6項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条例附則第16条の2第1項の土

地等の譲渡について適用する。

- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例附則第18条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例第61条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議 第 4 0 号

富 士 宮 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条
例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と
お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市介護保険条例の一部を改正する条例

富士宮市介護保険条例（平成12年富士宮市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第17条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で、令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議 第 4 1 号

富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例制定について

富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士宮市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第18条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の富士宮市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議 第 4 2 号

富士市と富士宮市との間の住民票の写し等の
交付に係る事務の相互委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の
14第2項の規定により、令和9年3月31日をもって
富士市と富士宮市との間の住民票の写し等の交付に係る事
務の相互委託を廃止するに当たり、富士市と協議すること
について、同条第3項において準用する同法第252条の
2の2第3項本文の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月16日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

議 第 4 3 号

富 士 宮 市 民 テ ニ ス コ ー ト 人 工 芝 等 更 新 工 事

(土 木 工 事) 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

富 士 宮 市 民 テ ニ ス コ ー ト 人 工 芝 等 更 新 工 事 (土 木 工 事)

請 負 契 約 を 下 記 の と お り 締 結 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

1 契 約 の 目 的

富 士 宮 市 民 テ ニ ス コ ー ト 人 工 芝 等 更 新 工 事 (土 木 工
事)

2 契 約 の 方 法

制 限 付 き 一 般 競 争 入 札

3 契 約 の 金 額

2 0 3 , 5 0 0 , 0 0 0 円

4 契 約 の 相 手 方

富 士 宮 市 田 中 町 1 1 5 0 番 地

株 式 会 社 三 与 建 設

代 表 取 締 役 三 尾 祐 一

議 第 4 4 号

富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）請負契約の締結について

富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

記

1 契約の目的

富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）

2 契約の方法

制限付き一般競争入札

3 契約の金額

1 6 9 , 1 8 0 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

富士宮市大中里 1 3 9 9 番地 1 4

明德建設株式会社

代表取締役 河 西 幸 一

議 第 4 5 号

富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成
工事）請負契約の締結について

富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成工事）請負
契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

記

1 契約の目的

富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成工事）

2 契約の方法

制限付き一般競争入札

3 契約の金額

1 5 5 , 6 5 0 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

富士宮市北町 1 5 番 1 号

株式会社旭建設

代表取締役 石 川 真 司

議 第 4 6 号

財 産 の 取 得 に つ い て
下 記 の と お り 財 産 を 取 得 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- 1 取 得 す る 財 産 の 名 称 及 び 数 量
高 規 格 救 急 自 動 車 1 台
- 2 取 得 の 目 的
中 央 消 防 署 東 分 署 配 備 用
- 3 契 約 の 方 法
公 募 型 指 名 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額
3 1 , 3 3 0 , 0 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方
富 士 宮 市 源 道 寺 町 1 0 9 8 番 地
峰 自 動 車 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 木 ノ 内 伸 明

議 第 4 7 号

財 産 の 取 得 に つ い て
下 記 の と お り 財 産 を 取 得 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- 1 取 得 す る 財 産 の 名 称 及 び 数 量
消 防 ポ ン プ 自 動 車 2 台
- 2 取 得 の 目 的
富 士 宮 市 消 防 団 第 1 5 分 団 及 び 第 1 6 分 団 配 備 用
- 3 契 約 の 方 法
公 募 型 指 名 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額
7 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方
静 岡 県 駿 東 郡 長 泉 町 中 土 狩 8 2 1 番 地 の 6
小 川 ポ ン プ 工 業 株 式 会 社 三 島 事 業 所
所 長 土 田 俊 三

議 第 4 8 号

財 産 の 取 得 に つ い て
下 記 の と お り 財 産 を 取 得 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- 1 取 得 す る 財 産 の 名 称 及 び 数 量
消 防 ポ ン プ 自 動 車 1 台
- 2 取 得 の 目 的
富 士 宮 市 消 防 団 第 2 0 分 団 配 備 用
- 3 契 約 の 方 法
公 募 型 指 名 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額
3 6 , 5 0 9 , 5 8 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方
東 京 都 台 東 区 浅 草 橋 5 丁 目 4 番 2 号
ジ ー エ ム い ち は ら 工 業 株 式 会 社 東 京 営 業 所
所 長 真 舘 知 誉

議 第 4 9 号

市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

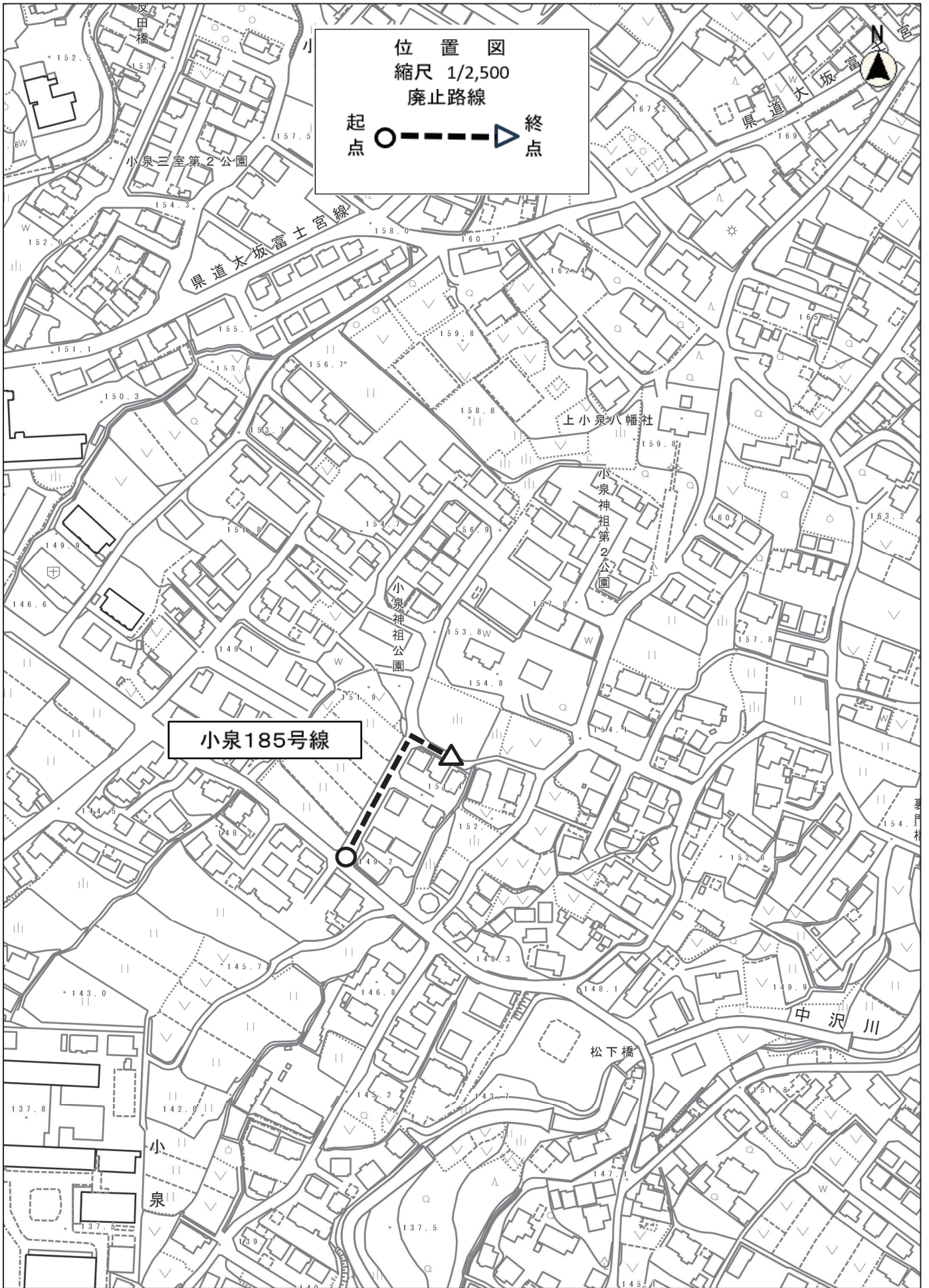
道 路 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号 ） 第 1 0 条 第 1 項 の
規 定 に よ り 、 下 記 の 市 道 路 線 を 廃 止 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	小 泉 1 8 5 号 線	小 泉 字 神 祖 1 3 4 4 番 1	
		小 泉 字 神 祖 1 3 4 2 番 3	



位置図
縮尺 1/2,500
廃止路線

起点 ○ ———▶ 終点

小泉185号線

小泉三室第2公園

県道大坂富士宮線

上小泉八幡社

小泉神祖第2公園

小泉神祖公園

中沢川

松下橋

小泉

議 第 5 0 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

道 路 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 、 下 記 の 路 線 を 市 道 に 認 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	小 泉 1 8 5 号 線	小 泉 字 神 祖 1 3 4 4 番 1	
		小 泉 字 神 祖 1 3 4 1 番 2	

諮 第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市議会の意見を求める。

令和8年6月16日 提出

富士宮市長 須藤 秀忠

記

長 田 ひ と み

諮 第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市議会の意見を求める。

令和8年6月16日 提出

富士宮市長 須藤 秀忠

記

犬浦 教雄

令和 8 年 6 月

令和 8 年度富士宮市 一般会計 補正予算
企業会計

富士宮市

目 次

議第51号	令和8年度富士宮市一般会計補正予算（第1号）
議第52号	令和8年度富士宮市病院事業会計補正予算（第1号）

議第51号

令和8年度富士宮市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度富士宮市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,163,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月16日 提出

静岡県富士宮市長 須藤 秀忠

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,112,072	13,064	8,125,136
	2 国庫補助金	2,546,416	13,064	2,559,480
16 県支出金		4,039,147	314,311	4,353,458
	2 県補助金	974,811	314,311	1,289,122
17 財産収入		172,982	7	172,989
	1 財産運用収入	111,624	7	111,631
18 寄附金		4,001,634	1,627	4,003,261
	1 寄附金	4,001,634	1,627	4,003,261
19 繰入金		5,106,949	18,259	5,125,208
	3 基金繰入金	5,035,468	18,259	5,053,727
21 諸収入		1,441,358	△237,768	1,203,590
	4 雑入	1,228,190	△237,768	990,422
22 市債		7,574,300	△46,500	7,527,800
	1 市債	7,574,300	△46,500	7,527,800
歳入合計		62,100,000	63,000	62,163,000

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,253,346	51,055	8,304,401
	1 総務管理費	7,177,914	51,055	7,228,969
6 農林水産業費		910,743	3,043	913,786
	1 農業費	715,345	3,043	718,388
7 商工費		621,012	500	621,512
	1 商工費	621,012	500	621,512
10 教育費		12,653,328	8,402	12,661,730
	1 教育総務費	1,629,300	40,000	1,669,300
	2 小学校費	2,722,074	50	2,722,124
	3 中学校費	840,565	△31,648	808,917
歳出合計		62,100,000	63,000	62,163,000

第 2 表 債務負担行為補正

1 廃止

事 項	期 間	限 度 額
小学校屋内運動場空調設備設置委託料	自 令和 9 年度 至 令和 10 年度	小学校屋内運動場空調設備設置委託料のうち、令和 9 年度から令和 10 年度までの施行分に係る金額 1,000,000 千円
中学校屋内運動場空調設備設置委託料	自 令和 9 年度 至 令和 10 年度	中学校屋内運動場空調設備設置委託料のうち、令和 9 年度から令和 10 年度までの施行分に係る金額 1,100,000 千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎等整備事業	補正前	千円 129,000	証書借入	5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率	借入先の融資条件 に従う。 ただし、市財政の都 合により据置期間 を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。
	補正後	82,500			

予算に関する説明書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
15 国庫支出金	8,112,072
16 県支出金	4,039,147
17 財産収入	172,982
18 寄附金	4,001,634
19 繰入金	5,106,949
21 諸収入	1,441,358
22 市債	7,574,300
歳入合計	62,100,000

事項別明細書

(単位 千円)

補 正 額	計
13,064	8,125,136
314,311	4,353,458
7	172,989
1,627	4,003,261
18,259	5,125,208
△237,768	1,203,590
△46,500	7,527,800
63,000	62,163,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	8,253,346	51,055	8,304,401
6 農林水産業費	910,743	3,043	913,786
7 商工費	621,012	500	621,512
10 教育費	12,653,328	8,402	12,661,730
歳出合計	62,100,000	63,000	62,163,000

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
13,064		7,541	30,450
2,343			700
		500	
311,968	△46,500	△315,943	58,877
327,375	△46,500	△307,902	90,027

2 歳入

(款)15 国庫支出金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	1,696,396	13,064	1,709,460
計	2,546,416	13,064	2,559,480

(款)16 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
5 農林水産業費県補助金	174,471	2,343	176,814
9 教育費県補助金	4,566	311,968	316,534
計	974,811	314,311	1,289,122

(款)17 財産収入

目	補正前の額	補正額	計
2 利子及び配当金	94,404	7	94,411
計	111,624	7	111,631

(款)18 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般寄附金	4,000,000	1,027	4,001,027
5 教育費寄附金	100	100	200
6 商工費寄附金	0	500	500
計	4,001,634	1,627	4,003,261

(款)19 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	3,460,000	89,000	3,549,000
10 ふるさと応援基金繰入金	588,973	△78,275	510,698

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	562	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 生活保護適正実施推進事業費補助金 562
2 児童福祉費補助金	12,502	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制等整備事業費補助金 12,502

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 農業費補助金	2,343	畜産競争力強化対策整備事業費補助金
3 教育総務費補助金	311,968	給食費負担軽減交付金

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	7	基金利子 経済変動対策貸付資金利子補給 7

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般寄附金	1,027	
2 小学校費寄附金	50	教育振興事業費
3 中学校費寄附金	50	教育振興事業費
1 商工費寄附金	500	観光事業費

(項) 3 基金繰入金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	89,000	
1 ふるさと応援基金繰入金	△78,275	

(款)19 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
12 経済変動対策貸付資金利子補給基金 繰入金	0	7,534	7,534
計	5,035,468	18,259	5,053,727

(款)21 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
4 雑入	1,226,913	△237,768	989,145
計	1,228,190	△237,768	990,422

(款)22 市債

目	補正前の額	補正額	計
7 教育債	4,347,300	△46,500	4,300,800
計	7,574,300	△46,500	7,527,800

(項) 3 基金繰入金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 経済変動対策貸付資金 利子補給基金繰入金	7,534	

(項) 4 雑入

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4 雑入	△237,768	学校給食費納付金 △277,768 補償金・賠償保険金等 日本スポーツ振興センター災害給付金 40,000

(項) 1 市債

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2 中学校事業債	△46,500	中学校校舎等整備事業

3 歳出

(款) 2 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
6 財産管理費	328,165	581	328,746			
19 電子計算組織 運営費	1,561,138	31,933	1,593,071	13,064		
20 諸費	100,824	18,541	119,365			7,541
計	7,177,914	51,055	7,228,969	13,064		7,541

(款) 6 農林水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4 畜産振興費	165,772	3,043	168,815	2,343		
計	715,345	3,043	718,388	2,343		

(款) 7 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 観光費	302,459	500	302,959			500
計	621,012	500	621,512			500

(款) 10 教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 義務教育振興 費	229,697	40,000	269,697			40,000
5 学校給食費	1,138,319	0	1,138,319	311,968		△356,043
計	1,629,300	40,000	1,669,300	311,968		△316,043

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
581	24 積立金	581	基金積立金 581 世界遺産富士山基金積立金 581
18,869	12 委託料	31,933	富士市及び富士宮市共同電算化事業 31,933 電算機器設定委託料 31,933
11,000	18 負担金補助 及び交付金	11,000	国県等返還金 7,541 国・県負担金等精算金 7,541
	22 償還金利子 及び割引料	7,541	国・県支出金を伴う事業費補助金 11,000 地域コミュニティ施設整備事業費補助金 11,000
30,450			

(項) 1 農業費

(単位 千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
700	10 需用費	18	鳥獣害防止対策事業 700
	消耗品費	18	消耗品費 18
	14 工事請負費	682	捕獲個体処理容器設置工事費 682
	18 負担金補助 及び交付金	2,343	国・県支出金を伴う事業費補助金 2,343 畜産競争力強化対策整備事業費補助金 2,343
700			

(項) 1 商工費

(単位 千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	500	観光振興事業 500
	消耗品費	500	消耗品費 500

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	21 補償・補填 及び賠償金	40,000	児童生徒教職員健康管理事業 40,000 日本スポーツ振興センター災害給付金 40,000
44,075			
44,075			

(款) 10 教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 教育振興費	312,957	50	313,007			50
計	2,722,074	50	2,722,124			50

(款) 10 教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 教育振興費	173,840	50	173,890			50
3 学校建設費	407,984	△31,698	376,286		△46,500	
計	840,565	△31,648	808,917		△46,500	50

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	50	教材整備事業 50
	消耗品費	50	消耗品費 50

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	50	教材整備事業 50
	消耗品費	50	消耗品費 50
14,802	12 委託料	30,302	中学校校舎等整備事業 $\Delta 31,698$
	14 工事請負費	$\Delta 62,000$	埋蔵文化財発掘調査委託料 30,302 中学校校舎等整備工事費 $\Delta 62,000$
14,802			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
電子決裁・文書 管理システム導入委託料	67,936	年度		年度 令和8 ～ 令和9	67,936					67,936
妊娠出産子育て シェアサポート 事業委託料	3,000	令和7		令和8	3,000	1,500		1,500		
富士宮駅前交流 センター管理委託料	216,000	令和7	54,000	令和8 ～ 令和10	162,000					162,000
大富士交流セン ター管理委託料	189,500	令和6 ～ 令和7	37,900	令和8 ～ 令和11	151,600					151,600
富丘交流センタ ー管理委託料	215,000	令和7		令和8 ～ 令和12	215,000					215,000
富士根交流セン ター管理委託料	228,000			令和8 ～ 令和12	228,000					228,000
事務用ソフトウ ェアライセンス 使用料	48,274	令和7		令和8	48,274					48,274
第2期富士市及び 富士宮市共同電 算化事業委託料 (再延長分)	330,949			令和8	330,949					330,949
第3期富士市及び 富士宮市共同電 算事業委託料	2,322,806	令和7	386,901	令和8 ～ 令和12	1,935,905			101,547		1,834,358
第3期富士市及び 富士宮市共同電 算事業委託料 (運用費用分)	1,439,776			令和8 ～ 令和12	1,439,776					1,439,776
第3期富士市及び 富士宮市共同電 算事業委託料 (先行構築等対応分)	108,963			令和8 ～ 令和12	108,963					108,963
第3期富士市及び 富士宮市共同電 算事業委託料 (周辺機器対応分)	58,294			令和8 ～ 令和12	58,294					58,294
第3期富士市及び 富士宮市共同電 算事業委託料 (過渡期対応分)	132,315			令和8 ～ 令和10	132,315					132,315
第3期富士市及び 富士宮市共同電 算事業委託料 (ハードウェア更 改・運用分)	1,434,283			令和9 ～ 令和10	1,434,283					1,434,283
基幹税務システ ム改修委託料	24,860	令和7		令和8	24,860					24,860

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
固定資産路線価 設定委託料	28,941	年度 令和7		年度 令和8	28,941					28,941
自立相談支援事 業委託料	60,060	令和6 ～ 令和7	39,712	令和8	20,348	15,261				5,087
家計改善支援事 業委託料	31,185	令和6 ～ 令和7	20,788	令和8	10,397	6,931				3,466
子どもの学習・ 生活支援事業委 託料	31,185	令和6 ～ 令和7	20,790	令和8	10,395	5,197				5,198
就労準備支援事 業委託料	49,335	令和6 ～ 令和7	32,000	令和8	17,335	11,556				5,779
地域包括支援セ ンター委託料	382,260	令和6 ～ 令和7	232,749	令和8	149,511	86,342			34,387	28,782
生活支援コー ディネーター委 託料	14,898	令和5 ～ 令和7	9,932	令和8	4,966	2,867			1,142	957
総合福祉会館管 理運営委託料	424,000	令和7	106,000	令和8 ～ 令和10	318,000					318,000
障がい者計画等 策定委託料	3,000			令和8	3,000					3,000
長生園管理運営 事務委託料	535,916	令和7	133,736	令和8 ～ 令和10	402,180				402,180	
あすなる園運営 事業労働者派遣 委託料	7,484	令和7		令和8	7,484					7,484
公立保育園再編 計画策定委託料	5,000			令和9	5,000					5,000
公立保育園LED 照明等リース料	84,016			令和9 ～ 令和18	84,016					84,016
救急医療センタ ー管理委託料	983,677	令和5 ～ 令和7	798,077	令和8	185,600					185,600
市営墓地管理委 託料	36,000	令和7	9,000	令和8 ～ 令和10	27,000					27,000
一般廃棄物処理 基本計画策定委 託料	6,919			令和9	6,919					6,919

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	市 債	その他	
焼却施設保全工 事監理委託料	23,265	年度 令和7	9,262	年度 令和8	14,003				14,003
焼却施設保全工 事費	2,165,130	令和6 ～ 令和7	433,950	令和8	1,731,180		1,428,500		302,680
鞍骨沢最終処分 場土砂流入防災 対策工事費	162,000			令和8	162,000				162,000
聖苑管理委託料	158,237	令和6 ～ 令和7	78,727	令和8 ～ 令和9	79,510				79,510
県営土地改良事 業資金元利補給	2,600,424	昭和59 ～ 令和7	2,566,141	令和8 ～ 令和13	34,283				34,283
団体営土地改良 事業資金元利補 給	1,457,528	昭和59 ～ 令和7	1,457,432	令和8	96				96
柚野の里活性化 施設管理委託料	4,500	令和6 ～ 令和7	900	令和8 ～ 令和11	3,600				3,600
天子の森管理委 託料	11,000	令和5 ～ 令和7	8,250	令和8	2,750				2,750
新稲子川温泉ユ ー・トリア管理 運営委託料	92,109	令和6 ～ 令和7	47,609	令和8 ～ 令和9	44,500				44,500
富士山天母の湯 管理委託料	8,220	令和5 ～ 令和7	6,220	令和8	2,000				2,000
市道補修工事費	53,750	令和7		令和8	53,750				53,750
河川改修工事費	9,000	令和7		令和8	9,000				9,000
都市公園管理委 託料	242,096	令和7	60,420	令和8 ～ 令和10	181,676				181,676
長寿命化計画策 定委託料	7,920	令和7		令和8	7,920				7,920
消防通信指令施 設管理運営費負 担金	826,079	令和7		令和8	826,079	40,000	786,000		79
消防ポンプ自動 車等購入費	112,373			令和8 ～ 令和9	112,373		112,300		73

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	その他	
校務支援システム運用支援等委託料	185,626	年度 令和4 ～ 令和7	76,158	年度 令和8	109,468				109,468
学校給食センター調理及び配送委託料	3,510,733	令和2 ～ 令和7	1,222,320	令和8 ～ 令和13	2,288,413				2,288,413
東小学校仮設校舎借上料	81,023	令和7	17,820	令和8	63,203			63,203	
東小学校管理教室棟等改築工事費	1,458,900			令和8	1,458,900		1,094,100	364,800	
黒田小学校屋内運動場改築工事費	570,000			令和9	570,000		427,500	142,500	
中学校校舎等整備工事費	110,000	令和7		令和8	110,000		82,500		27,500
市民文化会館管理委託料	510,000	令和6 ～ 令和7	59,880	令和8 ～ 令和11	450,120				450,120
市民文化会館記念イベント委託料	8,360	令和7		令和8	8,360				8,360
市民文化会館リニューアル工事監理委託料	47,500			令和8	47,500				47,500
市民文化会館楽器保管管理委託料	4,247			令和8	4,247				4,247
市民文化会館リニューアル工事費	3,982,950			令和8	3,982,950		2,278,300		1,704,650
西公民館昇降機改修工事費	56,000			令和8 ～ 令和9	56,000		50,400		5,600
体育施設管理委託料	740,744	令和7	185,000	令和8 ～ 令和10	555,744				555,744
富士宮市土地開発公社用地取得事業	1,275,902	平成30 ～ 令和7	302,293	令和8 ～ 令和15	973,609	328,371	295,300		349,938
富士宮市土地開発公社事業借入金債務保証	1,000,000			令和8 ～ 令和12	1,000,000				1,000,000
合 計	29,979,448		8,413,967		21,565,481	498,025	6,554,900	1,111,259	13,401,297

※ ただし、合計欄には債務保証及び損失補償の額は含まない。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 総 務	385,362	508,687	1,200	38,226	471,661
2 民 生	577,604	859,744	40,500	29,852	870,392
3 衛 生	1,186,211	1,447,369	1,497,500	84,949	2,859,920
4 農 林	273,416	288,489	31,300	22,420	297,369
5 商 工	194,571	195,880	0	48,716	147,164
6 土 木	1,897,293	2,179,328	718,300	137,752	2,759,876
7 住 宅	2,344,117	2,335,309	0	91,822	2,243,487
8 消 防	1,293,476	1,266,324	938,200	209,534	1,994,990
9 教 育	7,806,981	8,988,580	4,300,800	547,833	12,741,547
10 災害復旧	28,692	17,886	0	2,524	15,362
11 減税補填	40,302	12,037	0	12,037	0
12 臨時財政 対 策	15,721,290	14,139,233	0	1,532,581	12,606,652
13 減収補填	134,628	126,252	0	8,381	117,871
合 計	31,883,943	32,365,118	7,527,800	2,766,627	37,126,291

富士宮市病院事業会計補正予算

議第52号

令和8年度富士宮市病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和8年度富士宮市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和8年度富士宮市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 病院事業費用	12,279,886千円	△ 107,467千円	12,172,419千円
第2項 医 業 外 費 用	473,927千円	△ 107,467千円	366,460千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を次のように改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額180,726千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,577千円、過年度分損益勘定留保資金45,149千円で補填するものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	2,740,262千円	△ 1,200,000千円	1,540,262千円
第2項 企 業 債	2,508,400千円	△ 1,200,000千円	1,308,400千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,920,988千円	△ 1,200,000千円	1,720,988千円
第1項 建 設 改 良 費	2,691,349千円	△ 1,200,000千円	1,491,349千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
病院情報システム更新及び病院DX推進事業費	令和9年度	1, 200, 000千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「2,491,900千円」を「1,291,900千円」に改める。

令和8年6月16日 提出

静岡県富士宮市長 須藤 秀 忠

予算に関する説明書

令和8年度 富士宮市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,279,886	△ 107,467	12,172,419	
	2 医業外費用		473,927	△ 107,467	366,460	
		3 雑支出		451,548	△ 107,467	344,081

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,740,262	△ 1,200,000	1,540,262	
	2 企業債		2,508,400	△ 1,200,000	1,308,400	
		1 企業債		2,508,400	△ 1,200,000	1,308,400

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			2,920,988	△ 1,200,000	1,720,988	
	1 建設改良費		2,691,349	△ 1,200,000	1,491,349	
		2 資産購入費		2,635,389	△ 1,200,000	1,435,389

令和8年度 富士宮市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 984,844,733
	減価償却費	462,628,000
	引当金の増減額(△は減少)	40,000,966
	長期前受金戻入額	△ 21,248,000
	受取利息及び受取配当金	△ 10,000
	支払利息及び企業債取扱諸費	8,398,000
	有形固定資産除却費	60,854,000
	未収金の増減額(△は増加)	△ 65,738,802
	未払金の増減額(△は減少)	252,049,005
	棚卸資産の増減額(△は増加)	△ 271,820
	その他の増減額	18,001,783
	小計	△ 230,181,601
	利息及び配当金の受取額	10,000
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 8,398,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 238,569,601
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,350,974,547
	有形固定資産の売却による収入	20,000
	国庫補助金等による収入	10,000
	寄附金による収入	10,000
	その他投資活動による支出	△ 17,400,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,368,334,547
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	1,308,400,000
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 212,239,000
	リース債務の返済による支出	△ 5,277,000
	他会計からの出資による収入	231,831,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,322,715,000
	資金増加額(又は減少額)	△ 284,189,148
	資金期首残高	751,512,379
	資金期末残高	467,323,231

令和8年度 富士宮市病院事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,838,984,417

ロ 建 物 8,757,611,954

減価償却累計額 \triangle 5,703,715,992 3,053,895,962

ハ 構 築 物 241,326,033

減価償却累計額 \triangle 207,853,509 33,472,524

ニ 器 械 備 品 7,656,597,710

減価償却累計額 \triangle 5,192,251,192 2,464,346,518

ホ 車 両 9,967,455

減価償却累計額 \triangle 9,469,402 498,053

ヘ リース資産 23,000,000

減価償却累計額 \triangle 16,560,000 6,440,000

ト 建設仮勘定 8,600,000

有形固定資産合計 7,406,237,474

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 2,651,965

無形固定資産合計 2,651,965

(3) 投 資

イ その他投資 131,920,000

投資合計 131,920,000

固定資産合計 7,540,809,439

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 467,323,231

(2) 未 収 金 1,485,743,522

貸倒引当金 \triangle 4,888,583 1,480,854,939

(3) 貯 蔵 品 20,381,785

(4) 前 払 金 3,114,280

(5) その他流動資産

イ 保管有価証券 0

ロ その他流動資産 5,773,244

その他流動資産合計 5,773,244

流動資産合計 1,977,447,479

資 産 合 計 9,518,256,918

(単位 円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		1,907,918,432	
(2) リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	638,240,274		
引当金合計		<u>638,240,274</u>	
固定負債合計			2,546,158,706
4 流動負債			
(1) 企業債		672,407,996	
(2) リース債務		3,612,655	
(3) 未払金		913,937,596	
(4) 預り金		74,726,292	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	296,964,000		
ロ 法定福利費引当金	55,726,000		
引当金合計		<u>352,690,000</u>	
(6) その他流動負債			
イ 預り保管有価証券	0		
ロ 預り担保金	0		
その他流動負債合計			0
流動負債合計			2,017,374,539
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		391,688,985	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 289,526,087</u>	
繰延収益合計			102,162,898
負債合計			<u><u>4,665,696,143</u></u>

資本の部

6 資本金			12,478,213,828
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫(県)補助金	43,565,018		
ロ 受贈財産評価額	267,646,692		
ハ 寄附金	2,500,000		
資本剰余金合計		<u>313,711,710</u>	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金	△ 7,939,364,763		
利益剰余金合計		<u>△ 7,939,364,763</u>	
剰余金合計			<u>△ 7,625,653,053</u>
資本合計			<u>4,852,560,775</u>
負債資本合計			<u><u>9,518,256,918</u></u>

令和7年度 富士宮市病院事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 医業収益			
(1) 入院収益	5,634,404,100		
(2) 外来収益	3,553,417,000		
(3) その他医業収益	136,658,581	9,324,479,681	
2 医業費用			
(1) 給与費	6,210,331,456		
(2) 材料費	3,029,668,300		
(3) 経費	1,620,334,430		
(4) 減価償却費	503,693,000		
(5) 資産減耗費	13,500,000		
(6) 研究研修費	29,368,186	11,406,895,372	
医業損失			2,082,415,691
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	0		
(2) 他会計負担金	953,118,000		
(3) 他会計補助金	549,433,000		
(4) 補助金	6,672,000		
(5) 負担金交付金	13,300,000		
(6) 長期前受金戻入	22,542,000		
(7) その他医業外収益	47,929,156	1,592,994,156	
4 保育所収益			
(1) 保育料	2,890,910	2,890,910	
5 医業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	6,073,819		
(2) 寄附金	6,000,000		
(3) 雑支出	496,758,649	508,832,468	
6 保育所運営費			
(1) 給与費	35,288,455		
(2) 材料費	1,065,741		
(3) 経費	1,822,184	38,176,380	1,048,876,218
経常損失			1,033,539,473

(単位 円)

7 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) その他特別利益	0	0	
	<hr/>		
8 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	0		
(3) その他特別損失	12,540,000	12,540,000	△ 12,540,000
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
当年度純損失			1,046,079,473
前年度繰越欠損金			5,908,440,557
その他未処分利益剰余金			<hr/>
変動額			0
			<hr/>
当年度未処理欠損金			6,954,520,030
			<hr/> <hr/>

令和7年度 富士宮市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,838,984,417	
	ロ 建 物	8,715,339,226		
	減価償却累計額	<u>△ 5,540,475,992</u>	3,174,863,234	
	ハ 構 築 物	241,326,033		
	減価償却累計額	<u>△ 201,200,509</u>	40,125,524	
	ニ 器 械 備 品	6,640,220,891		
	減価償却累計額	<u>△ 5,126,532,192</u>	1,513,688,699	
	ホ 車 両	9,967,455		
	減価償却累計額	<u>△ 9,444,402</u>	523,053	
	ヘ リース資産	23,000,000		
	減価償却累計額	<u>△ 12,420,000</u>	10,580,000	
	有形固定資産合計		6,578,764,927	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 電 話 加 入 権		2,651,965	
	無形固定資産合計		<u>2,651,965</u>	
(3)	投 資			
	イ その他投資		132,520,000	
	投資合計		<u>132,520,000</u>	
	固定資産合計			<u>6,713,936,892</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		751,512,379	
(2)	未 収 金	1,420,004,720		
	貸倒引当金	<u>△ 4,556,747</u>	1,415,447,973	
(3)	貯 蔵 品		20,109,965	
(4)	前 払 金		3,114,280	
(5)	その他流動資産			
	イ 保管有価証券		0	
	ロ その他流動資産		5,773,244	
	その他流動資産合計		<u>5,773,244</u>	
	流動資産合計			<u>2,195,957,841</u>
	資 産 合 計			<u><u>8,909,894,733</u></u>

(単位 円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		1,271,887,492	
(2) リース債務		3,612,655	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	611,740,144		
引当金合計		<u>611,740,144</u>	
固定負債合計			1,887,240,291
4 流動負債			
(1) 企業債		212,277,936	
(2) リース債務		5,275,217	
(3) 未払金		661,888,591	
(4) 預り金		74,726,292	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	287,736,000		
ロ 法定福利費引当金	51,785,000		
引当金合計		<u>339,521,000</u>	
(6) その他流動負債			
イ 預り保管有価証券	0		
ロ 預り担保金	0		
その他流動負債合計		<u>0</u>	
流動負債合計			1,293,689,036
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		391,668,985	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 268,278,087</u>	
繰延収益合計			<u>123,390,898</u>
負債合計			<u><u>3,304,320,225</u></u>
6 資本金			12,246,382,828
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫(県)補助金	43,565,018		
ロ 受贈財産評価額	267,646,692		
ハ 寄附金	2,500,000		
資本剰余金合計		<u>313,711,710</u>	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金	△ 6,954,520,030		
利益剰余金合計		<u>△ 6,954,520,030</u>	
剰余金合計			<u>△ 6,640,808,320</u>
資本合計			<u>5,605,574,508</u>
負債資本合計			<u><u>8,909,894,733</u></u>

資本の部

令和8年度 富士宮市病院事業会計補正予算説明書
収益の収入及び支出

(支 出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			12,279,886	△ 107,467	12,172,419
	2 医業外費用		473,927	△ 107,467	366,460
		3 雑支出	451,548	△ 107,467	344,081

資本的収入及び支出

(収 入)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			2,740,262	△ 1,200,000	1,540,262
	2 企業債		2,508,400	△ 1,200,000	1,308,400
		1 企業債	2,508,400	△ 1,200,000	1,308,400

(支 出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			2,920,988	△ 1,200,000	1,720,988
	1 建設改良費		2,691,349	△ 1,200,000	1,491,349
		2 資産購入費	2,635,389	△ 1,200,000	1,435,389

(単位 千円)

節	金額	説明
2 その他雑支出	△ 107,467	その他の医業外費用 △ 107,467
貯蔵品購入等に係る消費税	△ 107,467	貯蔵品購入等に係る控除対象外消費税 △ 107,467

(単位 千円)

節	金額	説明
1 企業債	△ 1,200,000	医療機器等整備事業 △ 1,200,000

(単位 千円)

節	金額	説明
2 備品費	△ 1,200,000	一般備品整備事業 △ 1,200,000
		病院情報システム機器等購入費 △ 1,200,000

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源 企業債	病院事業収益
総合医事業 務委託料	1,064,802	年度 令和5 ～ 令和7	690,038	年度 令和8 ～ 令和9	374,764		374,764
寝具類及び 白衣配送回 収等業務委 託料	79,819	令和7		令和8 ～ 令和10	79,819		79,819
寝具類及び 職員白衣等 洗濯業務委 託料	150,972	令和7		令和8 ～ 令和10	150,972		150,972
病院情報シ ステム更新 及び病院D X推進事業 費	3,400,000	令和7		令和8 ～ 令和9	3,400,000	3,400,000	
施設改修等 配置検討業 務委託料	29,100			令和8 ～ 令和9	29,100		29,100